

先月号の第1弾では、公共料金の改正と施設使用料の考え方についてお知らせしましたが、第2弾では「町有施設毎の使用料と減免の考え方」についてお知らせします。

4月1日からの 町有施設の有料化にあたって

町有施設については、減免規定などにより町民の使用についてはほとんどが無料となっていました。今年4月1日から全ての施設で有料化となります。

各施設の使用料は別冊のとおりとなっていますが、各施設にも料金を掲示していますので、ご覧ください。

町では、今回の施設の使用料改正にあたり、高校生以下の生徒児童及び公共的団体、全町的な催しを行なう団体などを使用料の減免対象としますが、減免の範囲を次のとおり定めています。



町有施設の使用に係る 使用料の減免対象

使用料の減免を行う場合

町が行政目的のために施設を使用するとき。

公共的団体等に管理を委託している場合に、当該受託団体が条例で定める目的を効果的に達成するために必要な範囲で利用するとき。

国、道、支庁等これら相互の事務を処理するために設置された団体が行政目的のために利用するとき。

町の区域内に所在する公共的活動を目的とする団体が、町民のための公益的な活動を行うために利用するとき。

公共的活動を目的とする団体の選定基準

積極的に公益を実現することを目的とする団体であること。

直接不特定多数の町民の社会生活又は本町の事務事業と関係の深い事業活動を行う団体であること。

営利又は政治的若しくは宗教的な活動を目的とする団体ではないこと。

地方自治法第157条の規定に基づき、町長が町の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督できる団体であること。



施設使用料で詳しくお知りになりたい又はご不明な点は、別冊に記しています各施設の担当窓口までお問い合わせ願います。

来月号では、「使用料・手数料」改正シリーズ第3弾として、各施設の使用にあたっての手続きなどについてお知らせします。